○農林水産省告示第千三百四十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年七月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

ただし書中「次に掲げるもの」の下に「(6)から(58)までに掲げるものにあっては、薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）」を加える。

○農林水産省告示第千三百四十九号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年七月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年七月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「ニューカッスル病生ワクチン（シード）	2,200	106,300	2	2	2	2」を
「ニューカッスル病生ワクチン（シード）	2,200	106,300	2	2	2	2」に、
鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）	316,600	99,200	9	9	2	
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント）不活化ワクチン（シード）	399,000	0	2	2	2	2」を
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0	2	2	2	2」に
鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	281,500	20,300	9	2		

改める。

○経済産業省告示第百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十六号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月十五日

経済産業大臣　海江田万里

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定するものは、標準終端器群及びグラファイトカロリーメータであって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第百六十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

平成二十三年七月十五日

経済産業大臣　海江田万里

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等に用いる計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
独立行政法人産業技術総合研究所	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、これらの線路が同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が七ミリメートルのものであって、九キロヘルツ以上〇・〇四ギガヘルツ未満の周波数の高周波信号を当該線路に通じた場合において、入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値又は入射波の強度に対する透過波の強度の比を示す数値のいずれかの数値が一以下であるもの	標準終端器群であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの
	吸収線量又は吸収線量率を計量するために用いられる計量器を校正するガンマ線水吸収線量用電離箱式線量計であって、〇・一グレイ以上二百二十グレイ以下の一定の水吸収線量（コバルト六十を線源として用いる場合における当該線源から発せられるガンマ線に係る水吸収線量をいう。）又はガンマ線に係る水吸収線量率をいうもの）を計量するもの	グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラファイトカロリメータであって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの
	照度応答度標準受光器であって、校正の対象となる照度の範囲が一ルクス以上三千ルクス以下のもの	単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器及び自己校正測定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの
	隔膜真空計であって、校正範囲が〇・一パスカル以上百五十パスカル以下のもの	中真空標準装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの